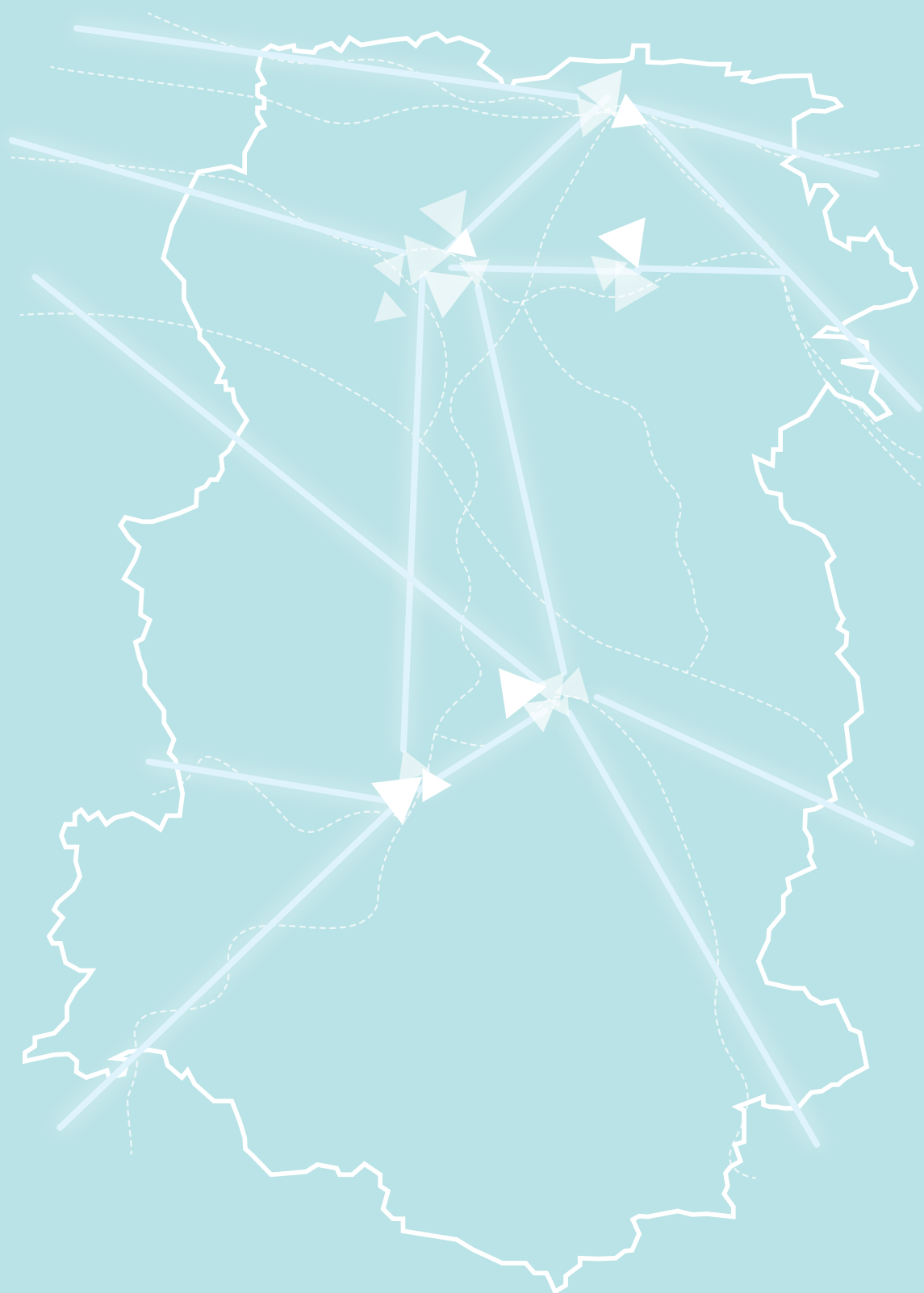


第1章

都市計画マスタープランについて



第1章 都市計画マスタープランについて

1. 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化等の進展により、全国的に本格的な人口減少社会を迎えており、それに伴い、税収減少による財政規模の縮小、生活利便施設の減少や公共交通の縮小・撤退、地域コミュニティ機能の低下等、人々の暮らしに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の中、国においては、集約型都市構造へ転換するコンパクトシティの形成および地域公共交通ネットワーク等の再編に向け、関連法（都市再生特別措置法、交通政策基本法等）の整備を行い、県においても「大分県の都市計画の方針」および「都市計画区域マスタープラン」の改定等社会経済情勢の変化を踏まえた取組が進められています。

本市においては、人口減少社会においても地域の活力を維持発展させるため、子育て支援や教育の充実、産業振興、定住促進等の人口減少対策に積極的に取り組んでいますが、人口減少・少子高齢化はさらに進むことが予測されています。また、空き家・空き地の増加、用途地域外における開発行為・建築行為の増加による都市のスポンジ化の進行に対する対策とともに、公共交通の維持確保が厳しくなる中、自家用車を利用できない高齢者等の移動手段の確保が求められています。さらに、自然災害が頻発化・激甚化する中、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの取組を進めることが課題となっています。

こうした課題に対応した将来にわたって安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくりの取組を進めるため、本市の都市計画・まちづくりに関する総合的な指針である「宇佐市都市計画マスタープラン」を策定します。

策定にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、「第二次宇佐市総合計画」等の上位・関連計画の策定や本市の主要プロジェクトの内容を反映させ、長期的な視点で「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する計画とします。

2. 計画の概要

本マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。本マスタープランは住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

また、本マスタープランは、まちづくり（都市計画）における市の最上位計画として位置づけられており、市の都市計画に関する法制度や事業等は、本マスタープランの内容に即して計画および変更を行う必要があります。

本マスタープランでは、都市の現況と課題を踏まえ、これから本市がまちづくりを進めていく上で目標（将来都市像）を設定し、この目標のもとに、市全体の分野別まちづくり方針（全体構想）と、各地域における市街地像（地域別構想）を示します。

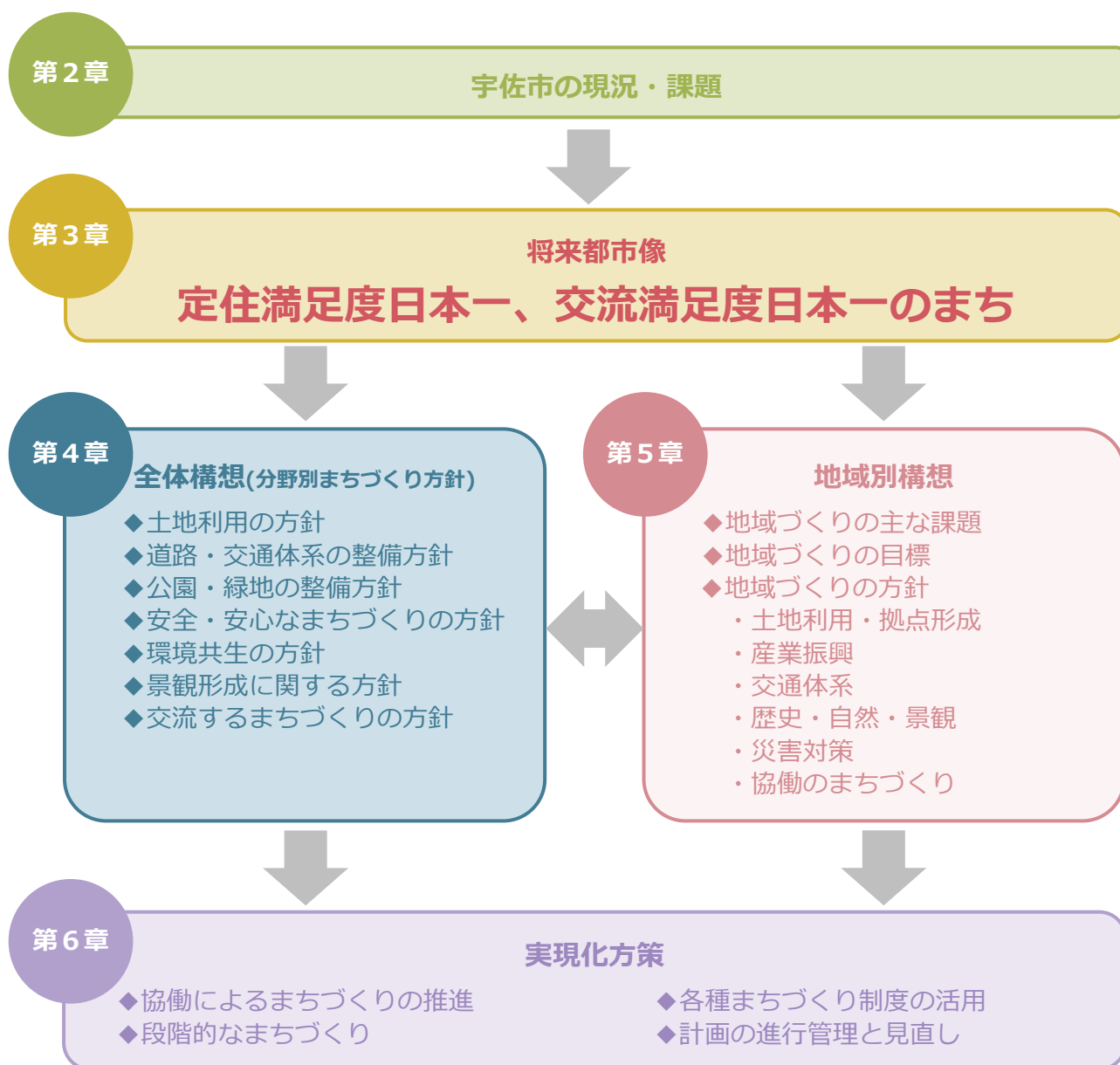


図 都市計画マスタープランの構成

3. 計画の位置づけ

本マスタープランは、上位計画である「第二次宇佐市総合計画」や「宇佐都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、関連計画と相互に連携を図りながら、実現に向けた取組を進めます。

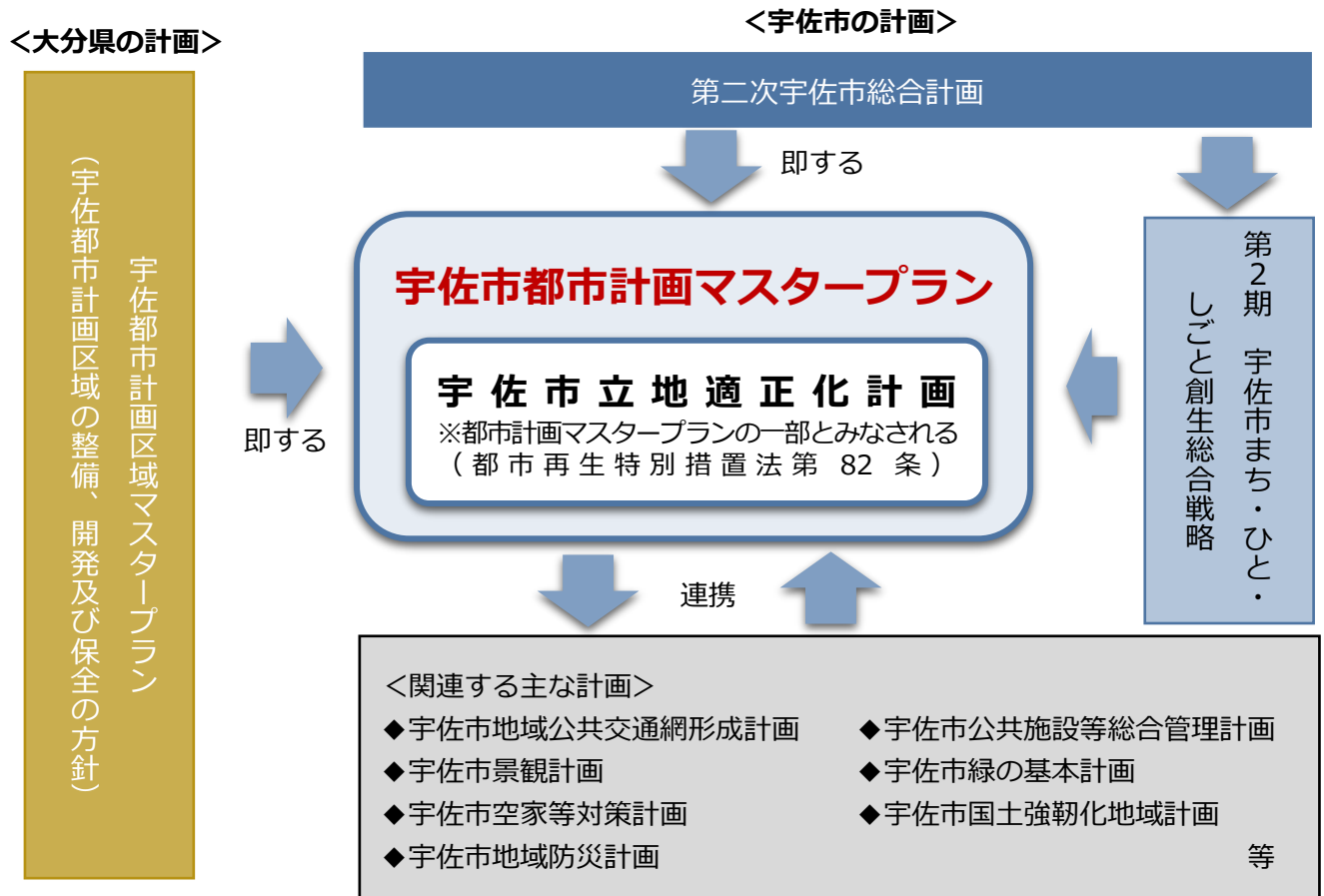


図 計画の位置づけ

4. 計画の策定体制

本マスタープランの策定体制は、以下のとおりです。

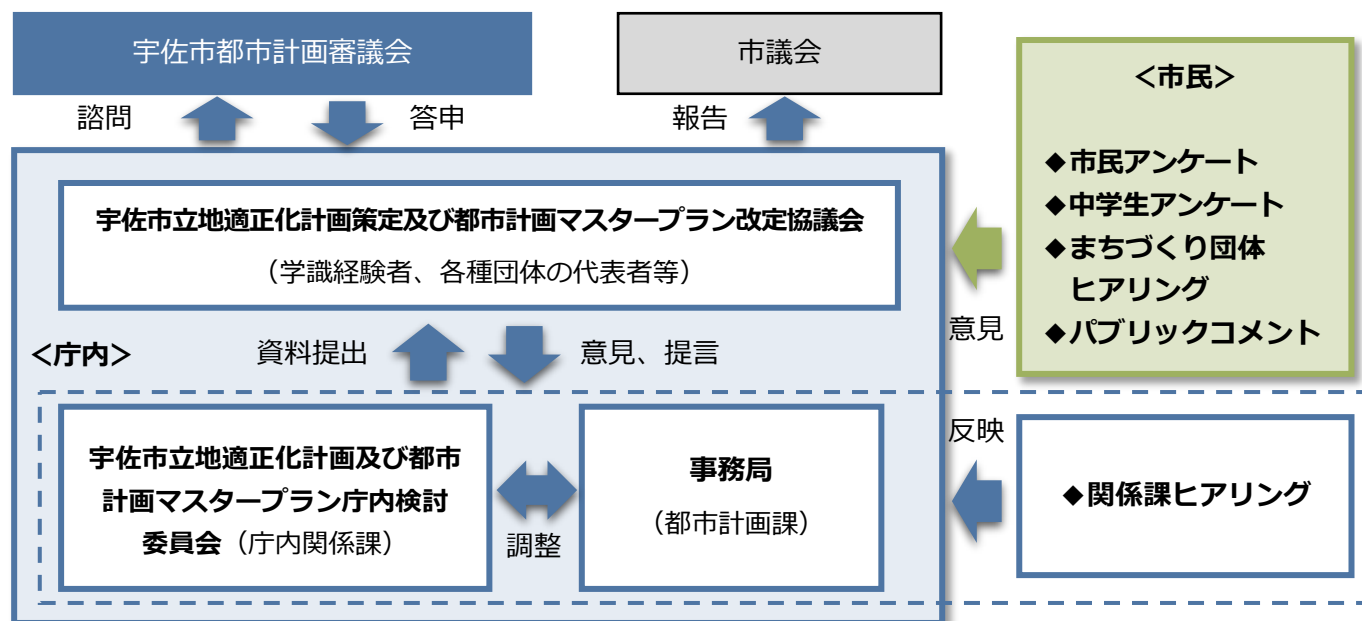


図 計画の策定体制

5. 計画範囲

本マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、原則として都市計画区域が対象であるものの、本市においては、都市計画区域外の安心院地域や院内地域等についても、一体的かつ総合的にまちづくりを行っていくことが重要であることから、計画範囲を市全域とします。

6. 計画の目標年次

本マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後の将来を展望した計画として、2045（令和 27）年とします。上位計画の見直しや基盤整備の状況、急速に発展する技術革新の状況に応じて計画の見直しを行います。